
寄 附 行 為

学校法人 近畿大学

学校法人近畿大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人近畿大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを教育の目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第26条による収益事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条第1項に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

(1) 近畿大学

大学院（法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム理工学研究科、産業理工学研究科、医学研究科、実学社会起業イノベーション学位プログラム）

法学部（法律学科）

経済学部（経済学科、総合経済政策学科、国際経済学科）

経営学部（経営学科、商学科、会計学科、キャリア・マネジメント学科）

理工学部（理学科、生命科学科、応用化学科、機械工学科、電気電子通信工学科、社会環境工学科、情報学科、エネルギー物質学科）

建築学部（建築学科）

薬学部（医療薬学科、創薬科学科）

文芸学部（文学科、芸術学科、文化・歴史学科、文化デザイン学科）

総合社会学部（総合社会学科）

国際学部（国際学科）

情報学部（情報学科）

農学部（農業生産科学科、水産学科、応用生命化学科、食品栄養学科、環境管理学科、生物機能科学科）

医学部（医学科）

生物理工学部（生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科）

工学部（化学生命工学科、機械工学科、情報学科、建築学科、電子情報工学科、ロボテ

ィクス学科)

産業理工学部 (生物環境化学科、電気電子工学科、建築・デザイン学科、情報学科、経営ビジネス学科)

通信教育部 (法学部法律学科)

- (2) 近畿大学短期大学部 商経科、通信教育部 (商経科)
- (3) 近畿大学九州短期大学 生活福祉情報科、保育科、通信教育部 (生活福祉情報科、保育科)
- (4) 近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科
- (5) 近畿大学附属高等学校 全日制課程 (普通科)
- (6) 近畿大学附属新宮高等学校 全日制課程 (普通科)
- (7) 近畿大学附属豊岡高等学校 全日制課程 (普通科)
- (8) 近畿大学附属福岡高等学校 全日制課程 (普通科、看護科)
- (9) 近畿大学附属広島高等学校福山校 全日制課程 (普通科)
- (10) 近畿大学附属和歌山高等学校 全日制課程 (普通科)
- (11) 近畿大学附属広島高等学校東広島校 全日制課程 (普通科)
- (12) 近畿大学附属中学校
- (13) 近畿大学附属和歌山中学校
- (14) 近畿大学附属新宮中学校
- (15) 近畿大学附属広島中学校福山校
- (16) 近畿大学附属豊岡中学校
- (17) 近畿大学附属広島中学校東広島校
- (18) 近畿大学附属小学校
- (19) 近畿大学附属幼稚園
- (20) 近畿大学九州短期大学附属幼稚園
- (21) 近畿大学附属看護専門学校 看護専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

(理事長)

第6条 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。理事長の職は、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得て解任することができる。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 近畿大学学長
 - (2) 評議員のうちから選任された者 2名以上5名以内
 - (3) この法人の功労者及びこの法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者 4名以上9名以内
- 2 前項第2号及び第3号に規定する理事は、理事会の議決を得て、理事長が任命する。

- 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から選任しなければならない。
- 3 監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 理事（第7条第1項第1号に掲げる者を除く。）の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(理事長の職務)

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について全てこの法人を代表しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、理事会の議決を得て、法人の全ての業務について、理事長以外の特定の理事にこの法人の代表権を付与することができるものとする。

(副理事長)

第11条 理事長が必要と認めたときは副理事長をおくことができる。

- 2 副理事長は、理事会の同意を得て、理事長が指名する者を充てる。
- 3 副理事長は、あらかじめ理事長が定めたところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務)

第12条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員)の補充)

第13条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(理事の解任及び退任)

第14条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(監事の解任及び退任)

第15条 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の同意を得て、理事長が解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 監事は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 第12条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議決)

- 第17条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
 - 3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決書)

- 第18条 議長は、理事会の開催場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項等について、議決書を作成しなければならない。
- 2 議決書には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した者2名が署名（電磁的記録により作成される議決書にあっては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議決書に記載しなければならない。

(理事会の特別多数の議決を要する事項)

- 第19条 次に掲げる事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- (1) 予算及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項
 - (2) 重要な資産（積立金を除く。）の取得並びに重要な資産のうち土地に係る改良及び重要な資産のうち建物又は構築物に係る増設に関する事項
 - (3) 重要な資産の処分に関する事項
 - (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 解散及び残余財産の帰属者の選定
 - (8) 評議員の解任
 - (9) 事業計画の編成及び重要な変更

(10) 事業に関する中期的な計画の編成及び重要な変更

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学の学長及び副学長、短期大学の学長並びに高等専門学校、附属の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び看護専門学校の校長又は園長
- (2) 近畿大学病院長
- (3) この法人の設置する学校の職員のうちから選任された者 10名以上17名以内
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者 3名以上5名以内
- (5) この法人に係のある学識経験者のうちから選任された者 5名以上7名以内
- (6) 理事長

- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第6号に規定する評議員は、学長、副学長、校長、園長、近畿大学病院長、職員又は理事長の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任命)

第21条 前条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する評議員は、理事会の議決を得て、理事長が任命する。

(評議員の任期)

第22条 評議員(第20条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる者を除く。)の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

- 3 評議員は任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 評議員は次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会)

第24条 この法人に評議員をもって組織する評議員会を置く。

- 2 評議員会の議長は、理事長とする。

(会議)

第25条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は私立学校法第 41 条第 5 項の規定により招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(諮問事項)

第 26 条 理事長は、次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 合併
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (5) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (6) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄付金の募集に関する事項
- (9) 剰余金の処分に関する事項
- (10) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (11) その他理事長が学校法人の業務に関して重要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第 27 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議決)

第 28 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第 5 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は評議員として、議決に加わることができない。
- 5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議決書)

第 29 条 議長は、評議員会の開催場所（当該場所に存しない評議員又は監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項等について、議決書を作成しなければならない。

- 2 議決書には、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した者 2 名が署名し、常に

これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(重要な資産の処分の制限)

第32条 重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 運用財産のうち積立金は、確実な保管方法によって、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第35条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計という。以下同じ。）及び収益事業に関する会計（事業会計という。以下同じ。）に分ける。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担、権利の放棄等)

第37条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）について

も、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 38 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、これにつき、監事の意見を求めなければならない。

- 2 決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に繰入れ、若しくは運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。
- 3 理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 39 条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、第 12 条の監事の職務に規定されている監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を第 2 条に規定されている事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 40 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 41 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 42 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 収益事業

(収益事業)

第 44 条 この法人が第 3 条第 2 項の規定により行う事業は次のとおりとする。

水産業

(利益金)

第 45 条 毎会計年度において事業会計の収入決算上利益金を生じた場合においては、理事会の議決を得てその一部を事業会計の積立金として積立て、他の金額は基本財産又は運用財産に繰入れるものとする。

(積立金の処分の制限)

第 46 条 事業会計の積立金は、その会計年度内における事業会計の収入をもって補充できることが確実な場合又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 47 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 48 条 この法人の解散(合併及び破産による解散を除く。)に伴う残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を得て選定する。

(合併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 50 条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を得なければならない。

- 2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 私立学校法及び私立学校法施行規則に定める寄附行為変更の届出事項については、変更後遅滞なく文部科学大臣に届け出るものとする。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、近畿大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 52 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を得て定める。

(責任の免除)

第 53 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決を得て免除することができる。

(責任限定契約)

第 54 条 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 680 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この寄附行為は、昭和 26 年 2 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 2 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 11 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 54 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 2 月 25 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 3 月 26 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 58 年 3 月 9 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 59 年 7 月 28 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 9 月 5 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 10 月 18 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 12 月 23 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 62 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 2 月 17 日から施行する。

昭和 63 年 10 月 18 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 12 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年3月31日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成2年5月28日から施行する。

(施行期日)

平成2年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

(近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第4号の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成3年1月14日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成3年12月20日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年3月19日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年7月8日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年12月21日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成5年1月28日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月10日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月16日から施行する。

平成6年4月1日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成6年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

(近畿大学九州短期大学の生活文化科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活文化科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず平成7年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成7年11月10日から施行する。

平成8年3月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年9月2日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年12月19日から施行する。

平成9年12月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

平成10年2月20日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年6月22日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年12月22日から施行する。

(施行期日)

平成10年12月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(近畿大学の九州工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の九州工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成11年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

平成11年3月31日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成11年12月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(近畿大学工業高等専門学校機械工学科、電気工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学工業高等専門学校の機械工学科、電気工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第6号の規定にかかわらず平成12年3月31日に、熊野工業高等専門学校の機械工学科電気工学科及び土木工学科に在籍する者が、在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成12年10月26日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学部等に在籍する者が、当該学部等の在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学九州短期大学の生活情報科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活情報科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成13年8月1日から施行する。

(施行期日)

平成13年10月30日 文部科学大臣のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科等に存続するものとする。

(施行期日)

平成13年12月5日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科の存続に関する経過措置)

近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成14年7月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成14年10月28日から施行する。

(施行期日)

平成14年9月4日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成16年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部経営法学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部経営法学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

平成17年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成17年4月1日から施行する。

(近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科の存続に関する経過措置)

近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科は、改正後の寄附行為第4条第1号及び第4号並びに第8号の規定にかかわらず平成17年3月31日に、当該研究科及び学科並びに科に在籍する者が、当該研究科及び学科並びに科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成18年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成18年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年12月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成20年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成20年5月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成23年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成24年4月1日から施行する。

(近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成24年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成26年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年5月23日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年10月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成28年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部電気通信工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部電気通信工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成28年5月27日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成29年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成29年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成29年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成30年2月5日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日(平成30年9月6日)から施行する。

この寄附行為の改正は、平成31年4月1日から施行する。

(近畿大学農学部バイオサイエンス学科の存続に関する経過措置)

近畿大学農学部バイオサイエンス学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和元年5月22日から施行する。

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日(令和3年3月30日)から施行する。

この寄附行為の改正は、令和3年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、令和4年4月1日から施行する。

(近畿大学の理工学部電気電子工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の理工学部電気電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず令和4年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和4年5月26日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（令和4年7月7日）から施行する。

この寄附行為の改正は、令和5年4月1日から施行する。

学校法人近畿大学寄附行為 新旧対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が前条第1項に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 近畿大学 (省略) 通信教育部(法学部法律学科、<u>建築学部</u> <u>建築学科</u>)</p> <p><u>附 則</u> <u>令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が前条第1項に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 近畿大学 (省略) 通信教育部(法学部法律学科(新設))</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区分		年度	5 年度	開設年度の前年度	開設年度	8 年度	9 年度	完成 年度	合 計
				- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
設置経費	校地 (うち造成費)		-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-
	施設	基準内	-	-	※	※	※	※	※
		基準外	-	-	-	-	-	-	-
	設備	図書	-	-	-	-	-	-	-
		教具 校具 備品	-	128,367	-	-	-	-	128,367
小計		-	128,367	-	-	-	-	128,367	
新設校の開設年度の経常経費									
合計			-	128,367	-	-	-	-	128,367

既設校からの 転共用	施設	基準内	104,553 千円
		基準外	1,592 千円
	設備	図書	396,444 千円
		教具・校具・備品	132,102 千円

※面接授業の校舎として東京センター(借用)を使用

建物の種類:事務所

契約期間:終期を定めず2年ごとに契約更

新契約相手方:

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	128,367千円	R5年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金62,379,405千円のうち128,367千円を財源に充当
合 計	128,367千円	

財 産 目 録 総 括 表

科 目	年 度	令和4年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和5年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和6年3月31日)
一 基本財産		253,837,800 千円	270,155,269 千円	270,155,269 千円
二 運用財産		224,290,079 千円	213,877,890 千円	213,877,890 千円
三 収益事業用資産		5,425,828 千円	5,602,593 千円	5,602,593 千円
四 負債額		63,143,666 千円	61,993,692 千円	61,993,692 千円
1 固定負債		28,590,489 千円	26,508,293 千円	26,508,293 千円
2 流動負債		34,553,177 千円	35,485,399 千円	35,485,399 千円
五 収益事業用負債		413,600 千円	524,161 千円	524,161 千円
六 基本財産+運用財産		478,127,879 千円	484,033,159 千円	484,033,159 千円
七 純資産(六-四)		414,984,213 千円	422,039,467 千円	422,039,467 千円

貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日

学校法人 近畿大学

貸借対照表

令和 6年 3月31日

(単位 円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産		[405,856,035,917]	[384,779,632,702]	[21,076,403,215]
有形固定資産		(302,031,260,027)	(285,714,992,101)	(16,316,267,926)
土地		126,033,442,468	125,911,950,657	121,491,811
建物		113,165,690,146	116,334,420,738	△3,168,730,592
構築物		8,764,180,911	9,098,036,180	△333,855,269
教育研究用機器備品		17,759,718,626	17,321,867,089	437,851,537
管理用機器備品		717,744,072	809,896,787	△92,152,715
図書		14,370,070,571	14,404,250,497	△34,179,926
車両		63,838,523	89,973,069	△26,134,546
建設仮勘定		21,156,574,710	1,744,597,084	19,411,977,626
特定資産		(96,005,993,546)	(91,005,993,546)	(5,000,000,000)
第2号基本金引当特定資産		20,000,000,000	30,000,000,000	△10,000,000,000
第3号基本金引当特定資産		1,005,993,546	1,005,993,546	0
退職給与引当特定資産		10,000,000,000	10,000,000,000	0
施設設備引当特定資産		65,000,000,000	50,000,000,000	15,000,000,000
その他の固定資産		(7,818,782,344)	(8,058,647,055)	(△239,864,711)
借地権		28,143,000	28,143,000	0
電話加入権		41,261,705	41,261,705	0
施設利用権		1,264,800	1,415,600	△150,800
教育研究用ソフトウェア		2,165,944,661	871,952,008	1,293,992,653
管理用ソフトウェア		922,543,117	1,166,407,251	△243,864,134
ソフトウェア仮勘定		186,551,750	1,396,137,651	△1,209,585,901
有価証券		523,319,100	538,639,100	△15,320,000
収益事業元入金		20,000,000	20,000,000	0
長期貸付金		2,860,615,821	2,925,171,094	△64,555,273
保証金		1,069,138,390	1,069,519,646	△381,256
流動資産		[78,177,122,796]	[93,348,246,101]	[△15,171,123,305]
現金預金		62,379,404,858	75,568,259,439	△13,188,854,581
未収入金		14,384,162,778	16,393,568,155	△2,009,405,377
貯蔵品		515,209,113	513,787,810	1,421,303
短期貸付金		405,246,385	402,312,352	2,934,033
前払金		470,367,568	447,698,347	22,669,221
立替金		22,732,094	22,619,998	112,096
資産の部 合計		484,033,158,713	478,127,878,803	5,905,279,910

(単位 円)

負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		[26,508,292,721]	[28,590,488,286]	[△2,082,195,565]
	長期借入金	666,704,000	2,666,696,000	△1,999,992,000
	長期未払金	21,300,000	50,366,000	△29,066,000
	退職給与引当金	25,820,288,721	25,873,426,286	△53,137,565
流動負債		[35,485,399,050]	[34,553,177,461]	[932,221,589]
	短期借入金	1,999,992,000	1,999,992,000	0
	未払金	17,770,344,043	17,918,209,799	△147,865,756
	前受金	12,493,863,708	11,752,092,314	741,771,394
	預り金	2,781,081,070	2,807,231,030	△26,149,960
	仮受金	440,118,229	75,652,318	364,465,911
負債の部	合計	61,993,691,771	63,143,665,747	△1,149,973,976
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
基本金		[477,295,119,813]	[475,893,308,152]	[1,401,811,661]
	第1号基本金	445,706,945,505	434,484,169,499	11,222,776,006
	第2号基本金	20,000,000,000	30,000,000,000	△10,000,000,000
	第3号基本金	1,005,993,546	1,005,993,546	0
	第4号基本金	10,582,180,762	10,403,145,107	179,035,655
繰越収支差額		[△55,255,652,871]	[△60,909,095,096]	[5,653,442,225]
	翌年度繰越収支差額	△55,255,652,871	△60,909,095,096	5,653,442,225
純資産の部	合計	422,039,466,942	414,984,213,056	7,055,253,886
負債及び純資産の部	合計	484,033,158,713	478,127,878,803	5,905,279,910

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和6年度	医学部及び近畿大学病院移転整備計画	土地取得、既存施設解体撤去、新施設建設工事等	平成30年4月～令和8年3月	
	医療機器・設備の導入・更新(近畿大学病院)	近畿大学病院医療機器更新	令和2年4月～令和16年3月	
	空調設備整備計画	東大阪キャンパス各号館空調設備整備	平成27年4月～令和15年3月	
	電気設備修繕工事	東大阪キャンパス各号館LED化工事、防火設備・電気設備更新等工事	平成23年4月～令和16年3月	
	各号館整備事業	旧本館等解体撤去 各号館改修、建物是正工事等	令和2年6月～令和7年3月	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和6年度	医療機器・設備の導入・更新(近畿大学奈良病院)	近畿大学奈良病院医療機器更新	令和4年4月～ 令和16年3月	
	病院情報基幹システム更改(近畿大学病院)	近畿大学病院情報システム更改	令和3年4月～ 令和12年3月	
	校舎改修計画	附属高等学校・中学校各教室、管理棟、図書館等の内装・照明・空調更新工事	令和5年4月～ 令和15年3月	
	次期教務学生システム更改	教務学生システム更改	令和4年4月～ 令和8年3月	
	次期財務会計システム更改	財務会計システム更改	令和3年10月～ 令和8年3月	
	38号館コージェネレーションガスシステム更新工事	東大阪キャンパス38号館コージェネレーションガスシステム更新	令和6年4月～ 令和9年3月	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和6年度	病院情報基幹システム更新(近畿大学奈良病院)	近畿大学奈良病院情報システム更新	令和4年4月～ 令和11年3月	
	生駒合宿所建替事業	基本設計・実施設計・建築確認申請 既存合宿所解体、新築工事	令和6年4月～ 令和8年3月	
	奈良キャンパス整備事業計画	奈良キャンパス 教育研究活動関連施設整備、学生 サービス関連施設整備、キャンパス インフラ関連整備	令和4年4月～ 令和8年3月	
	BYOD用仮想デスクトップサービスの 展開(PC教室クラウド化)	東大阪キャンパスPC教室整備	令和5年4月～ 令和7年3月	
	KUDOS棟情報処理教室の更改	東大阪キャンパスクライアントPC教室 関連機器整備	令和6年4月～ 令和12年3月	
	給排水設備整備計画	東大阪キャンパス各号館給排水設備 更新	平成28年4月～ 令和15年3月	
	各号館トイレ整備計画	東大阪キャンパス各号館トイレ整備	平成29年4月～ 令和15年3月	
	教室・図書館改修	和歌山キャンパス1・3号館、図書館 改修工事	令和6年4月～ 令和10年3月	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和6年度	調整池A補修工事	奈良キャンパス 調整池補修工事	令和6年4月～ 令和11年3月	
	リニアック装置更新	近畿大学奈良病院放射線治療装置 更新	令和6年4月～ 令和7年3月	
	ネットワーク環境更新	近畿大学奈良病院ネットワーク環境 更新	令和4年4月～ 令和16年3月	
令和7年度	奈良キャンパス校舎等 外壁他改修工事	奈良キャンパス教室等・研究棟・第1 共同研究棟・第2共同研究棟・体育 館外壁等改修工事	令和7年4月～ 令和14年3月	
令和8年度	奈良キャンパスGHP空調機 更新工事	奈良キャンパスGHP空調機更新	令和8年4月～ 令和14年3月	

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令和8年度	令和9年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		205,600	399,200	429,800	460,400
手数料収入		6,000	6,000	6,000	6,000
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
医療収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		80	560	1,040	1,120
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		171,891	184,895	197,899	197,899
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		▲ 89,922	▲ 171,891	▲ 184,895	▲ 197,899
前年度繰越支払資金		0	197,910	521,928	874,333
収入の部合計		293,649	616,673	971,772	1,341,853

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令和8年度	令和9年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		10,421	22,726	23,679	25,127
教育研究経費支出		51,897	49,297	49,297	52,417
管理経費支出		11,854	22,723	24,463	26,919
借入金等利息支出	}	0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		21,568	0	0	25,882
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		197,910	521,928	874,333	1,211,509
支出の部合計		293,649	616,673	971,772	1,341,853

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令 和 8 年 度	令 和 9 年 度	完 成 年 度	
		新 設 校 分	新 設 校 分	新 設 校 分	新 設 校 分	
教育活動収支	収 入	学生生徒等納付金	205,600	399,200	429,800	460,400
		手数料	6,000	6,000	6,000	6,000
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		医療収入	0	0	0	0
		雑収入	80	560	1,040	1,120
		教育活動収入 計	211,680	405,760	436,840	467,520
	支 出	人件費	10,421	22,726	23,679	25,127
		教育研究経費	51,897	53,611	53,611	56,731
		管理経費	11,854	22,723	24,463	26,919
		徴収不能額等	0	0	0	0
		教育活動支出 計	74,172	99,059	101,753	108,777
	教育活動収支差額		137,508	306,701	335,087	358,743
教育活動外収支	収 入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支 出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額		137,508	306,701	335,087	358,743	
特別収支	収 入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支 出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		137,508	306,701	335,087	358,743	
基本金組入額合計		▲ 21,568	0	0	▲ 25,882	
当年度収支差額		115,940	306,701	335,087	332,862	
前年度繰越収支差額		0	115,940	422,641	757,729	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		115,940	422,641	757,729	1,090,590	

(参考)

事業活動収入 計	211,680	405,760	436,840	467,520
事業活動支出 計	74,172	99,059	101,753	108,777

令和7年度開設予定の大学の学部等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の認可申請に関する学校法人分科会の意見に対する回答について
(学生の確保の見通し)

学校法人名等	大学名等	学部・学科・研究科名
近畿大学	近畿大学	建築学部建築学科(通信教育課程)

1. (意見)

社会人を対象としたアンケート調査について、進学を希望する入学年度に係る設問がなく、開設年度に定員を充足する見通しが不明確なため、別の具体的根拠に基づき、改めて定員充足できる見通しを説明すること。

(回答)

社会人を対象としたアンケート調査について、進学を希望する入学年度に係る設問はないが、調査時に対象者へ提示した「概要」には、資料1のとおり、令和7(2025)年度より1年次入学・3年次編入学ともに受入を開始することを明示している。また、本学の通信教育課程の実施を担う通信教育部は、本課程をPRするため、ニーズ調査を実施した10月より前の令和5(2023)年9月に、ホームページに特設ページを開設したが、「概要」と同様に、1年次入学と3年次編入学を同時開設することを明示している(資料2)。

次に、近畿大学法学部法律学科(通信教育課程)の「入学案内」を請求した者について、資料請求から出願するまでの期間を調査した結果を表1に示す。令和5(2023)年12月1日から令和6(2024)年4月19日の間に、同課程に係る「入学案内」を請求した者286人のうち同定できた出願者は151人、そのうち、約73%が60日以内、約93%が90日以内に出願しており、入学意向を示した者は、早期に出願する傾向が読み取れる。このことから、ニーズ調査において建築学部建築学科(通信教育課程)(以下、本課程)への進学意向を示している者についても、開設と同時に入学することを想定していると考えられる。

また、本課程のPR活動とその反響について、以下に報告する。

1. 特設ページのアクセス数(令和6(2024)年5月1日現在)

本課程の設置構想をPRする特設ページについて、公開から毎月2千回以上、多い時で月7,074回のアクセスがあり、アクセス数(累計)は、35,987回となっている。対して、既設の通信教育課程に係る合同案内ページへのアクセス数を参考に示す(表2)。当該ページは、近畿大学法学部及び近畿大学短期大学部商経科の正科生、科目等履修生(図書館司書コース)及び特修生に関する情報を発信している。令和6(2024)年2月下旬から4月に、資料請求者数6,000人を目指して、大規模なリスティング広告を展開した結果、大幅にアクセス数が伸び、同年5月1日現在、近畿大学法学部(通信教育課程)への入学者数は、408人(前年度比58人増)と成果が出始めている。なお、このリスティング広告のメインターゲットを通信教育課程や図書館司書等に興味があるユーザー、サブターゲットを教育や学び全般に興味があるユーザーとした結果、本課程の特設ページへのアクセスも増加した。今後、本課程も資料請求者数1,700人を目指し、リスティング広告を展開する予定である。建築士の資格取得及び通信教育課程に興味を持つユーザーを対象として広告を表示するよう設定する他、通信教育部のホームページにアクセスした人に後追いで広告を表示する計画だが、既設の学部等に係るリスティング広告の分析結果を反映することで、より効果的な広告を掲出することが可能だと考えている。

2. プロモーションビデオの再生数（同上）

令和5（2023）年9月に公開したプロモーションビデオは、フルバージョン3,215回、ショートバージョン1,607回、計4,822回再生されている。

3. 大阪府中小建設業協会を通じたフライヤーの配付

令和6（2024）年4月に、建設企業の経営者層に本課程の構想案を周知し、人材育成制度における活用や従業員へ入学を勧めていただくことを目指し、大阪府中小建設業協会を通じて、加盟各社に対してフライヤー300部を送付した。今回、大学関係者とのつながりから同協会に協力いただいたが、今後、関西圏を中心に、順次業界団体を訪問し、同様にフライヤーを配付することを検討している。

4. PR活動等への反響

令和5（2023）年9月6日に本課程の開設について記者会見を行い、新聞11件、WEB4件に取り上げられた。令和6（2024）年3月には、この報道をみた大手建設企業1社から、福利厚生（人事育成制度）に本課程を活用することに興味があると申し出があり、調整を進める予定である。また、大手専門学校4校からも反響があった。具体的には、報道をみた建築系の専門学校1校と、すでに本学法学部や近畿大学短期大学の通信教育課程で、併修制度（ダブルスクール）に取り組んでいる専門学校2校から、本課程の併修に興味があると話があり、受験対象者等へのアンケート調査を依頼した建築系の専門学校1校からも何らかの形で提携ができないかとの連絡を受けた。本学の既設学部等は、すでに併修制度を導入しているため、その知見をもとに、将来的には本課程においても併修制度を整備し、永続的な学生確保につなげたいと考えている。

令和6（2024）年に入って、これまでのPR活動の成果が、企業や専門学校等からの反応に現れてきている。今後もPR活動を強化する予定であり、また、企業の福利厚生としての活用や併修制度の導入を進めることで学生確保に努めたい。以上のことから、本課程については、定員充足できる見込みであり、設定する定員は妥当であると考えている。

2.（意見）

既設校の定員未充足の改善方策について説明すること。（近畿大学九州短期大学保育科）

（回答）

表3のとおり、令和6（2024）年度入学者は50人、入学定員充足率は0.71倍と改善傾向にある。今後、志願者確保に向けて、以下の取組を行う。

1. 高校訪問・オープンキャンパス

令和3（2021）・4（2022）年度、コロナ禍で実施したオープンキャンパスは、実施回数を限定し、事前予約制にする等、制限せざるを得なかった。対して、高校訪問を強化し、積極的に取り組んだ。令和5（2023）年度からは、オープンキャンパスを午前・午後の2部制とし、回数を増加させるとともに、保護者対象説明会を実施することで参加者が増加した（表4）。このことが、令和6年度入学者50人、前年度比4人増という結果につながったと考え、今後も、対象となる高校生及び保護者の進路選択に応じた学生募集活動（オープンキャンパス、保護者対象入試説明会、高校内進路ガイダンス等）を継続的にを行い、その内容や開催時期、実施回数を見直すことでより多くの参加を募り、志願者獲得につながるように努める。

また、福岡県内の保育士養成校（短期大学）2校が、令和7（2025）年度より学生募集を停止することを決定した。さらに福岡県を除く九州地区の保育士養成校（短期大学）3校も、令和7（2025）年又は令和8（2026）年度の学生募集停止を決定している。本学は、これまで筑豊地域を中心とした福岡県内の高校を対象に学生募集活動を行ってきたが、近隣の保育士養成校が閉校する又は福岡県内の保育士養成校への進学を希望する九州各県の高校生に対して、改めてPRする時期だと捉えている。そこで、令和6（2024）年度からは、九州エリア内で募集強化地域を決め、高校訪問、県外説明会を実施することで、オープンキャンパスへの誘導を図り、県外からの志願者獲得を目指す。

2. 出張授業・中学校訪問

保育や音楽の授業に関心を持つ生徒の獲得を目指し、近隣地区の中高生を対象として、令和5(2023)年度から「ピアノ・クリニック(個人体験レッスン)」を実施している。その目的は、①ピアノに自信のない方や初心者が、本学の丁寧な指導環境と体験学習を通じてピアノへの苦手意識を解消することによって志願につなげること、②幼少期からピアノ演奏を学ぶ中高生に、そのスキルを生かせる保育業界という進路を提案して志願者を開拓することの二つがあげられる。令和5(2023)年度、高校の紹介で参加した3年生5名は、本学保育科を全員受験し入学しており、今後も効果が期待できる。

また、近年、保育士の労働環境の悪さや保育現場で起こった送迎バス園児置き去り事故等、悪いイメージが先行し、保育士への就業が敬遠されていることを考慮し、より早い段階から興味を持ってもらうことを目的として、令和4(2022)年度から「中学校訪問」や「出前授業」を実施している(表4)。これらの取組は、令和7年度以降の受験者層を対象とするため、入学者に対して調査を行い、内容、回数、範囲などを強化していく。

今後、さらに保育関係の学科やコースを有する近隣の高等学校との提携を進める、教育内容を見直しICTに強い保育士を育成するなど、特色ある保育士養成に取り組むことで、学生確保に繋げていきたい。

3. (意見)

上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

(回答)

回答1に示すとおり、近畿大学法学部法律学科(通信教育課程)の「入学案内」請求者のうち、同定できている出願者の94%が、請求から90日以内に実際に出願書類を提出していることから、社会人を対象としたアンケート調査において、本課程への入学意向を示した者については、開設時にあたる令和7(2025)年度に入学すると想定される。また、PR活動に対する反響からも、本課程への関心の高さがうかがえ、アンケート対象とした社会人・高校生・専門学校生に留まらず、幅広い出願者の確保が可能であることを示唆している。

回答2に示すとおり、近畿大学九州短期大学保育科の入学定員充足率は、改善傾向にあり、引き続き、定員未充足の改善に向けた取組を強化する。また、法人内の他の設置校についても、適正な定員管理に努めていく。

※ 回答に関し、参考となる資料等がある場合は、必要に応じて添付してください。

[参考資料]

資料1 アンケート調査「概要」

アンケートにご回答いただく前に、下記・「近畿大学建築学部(通信教育課程)(仮称)」の概要をご覧ください。

近 畿 大 学 建築学部(通信教育課程) (仮称 設置構想中)

令和7(2025)年度より1年次入学・3年次編入学を受け入れ開始予定

1. 学部・学科の構成

学部・課程名(仮称)	学科名(仮称)	入学定員		収容定員	学位
建築学部(通信教育課程)	建築学科	1年次入学	100人	1,400人	学士(建築学)
		3年次編入学	500人		

2. 設置の理念

近畿大学通信教育部は時代の要請を反映し、全国の勤労学生に高等教育を施すべく広く門戸を開放し学ぶ場を提供してきました。その役割は社会の推移とともに変容し、現在は「人生100年時代・生涯学習」という新たな社会的使命が附加されています。近畿大学通信教育部は、情報通信技術の急速な進展と歩みを一つにし、様々な分野において「いつでも、どこでも」学べるという特長を活かした教育環境の整備を行っています。

3. 学部の特色

「近畿大学建築学部(通信教育課程)(仮称)」は、近畿大学建学の精神に則り、従来の「つくる」ことを主たる目的とした建築学に加え、「守り・育てる」建築学を学ぶ場を提供し、実学教育によって、現代社会の課題を読み解き、その課題解決に貢献する新しい建築を創造する人材を育成します。

～学習の流れ～

- 卒業単位

1年次入学	必要単位数 124単位	(内 面接授業32単位以上)
3年次編入学	必要単位数 126単位	(60単位一括認定)(内 面接授業32単位以上)
- 通信授業科目(テキスト学習)と面接授業科目(スクーリング、オンデマンド授業、オンライン授業)を組み合わせた授業構成
- 通信授業科目は期末試験を含む全ての授業を自宅で受講可能
- 面接授業もオンデマンド授業(動画配信)や、オンライン授業(リアルタイムでの遠隔授業)を組み合わせし、全ての授業を自宅で受講可能
- 対面での面接授業を希望する学生には、複数の会場にて短期集中方式のスクーリングを実施(東京会場、大阪会場、福岡会場を予定 ※スクーリング会場を変更する可能性があります)

4. 養成する人材像

「近畿大学建築学部(通信教育課程)(仮称)」では、21世紀における社会の変化の中でまちとくらしのあり方を継続的に探求できる以下の能力を有する人材を養成します。

1. 「建築図面を読み描きする能力」を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を身につける。
2. 「つくり・守り・育てる」建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得する。
3. 社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につける。

裏面をご覧ください。

上記内容は構想中の内容であり、今後変更となる場合があります。

アンケートにご回答いただく前に、下記・「近畿大学建築学部(通信教育課程)(仮称)」の概要をご覧ください。

※こちらは裏面です。表面からお読みください。

5. 取得を目指す資格

- 一級建築士 ●二級建築士 ●木造建築士 ●一級,二級建築施工管理技術士 ●一級,二級土木施工管理技術士
- 一級,二級造園施工管理技術士 ●インテリアプランナー ●インテリアコーディネーター ●商業施設士
- 福祉住環境コーディネーター ●宅地建物取引士 ●カラーコーディネーター検定 ●色彩検定 ●図書館司書

6. 卒業後の進路

勤務中、勤務予定等の企業で建築学の知識を活かして活躍が期待されます。

- 総合建設業 ●住宅メーカー ●工務店 ●設計事務所 ●不動産関連 ●建築リフォーム関連 ●住宅設備関連 ●行政 など

7. アドミッション・ポリシー (入学者受け入れ方針)

「近畿大学建築学部(通信教育課程)(仮称)」は以下の資質を持った方を入学者(3年次編入学を含む)として受け入れます。

1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、自ら学ぶことができる基礎学力を修得している人
2. 社会における互いの多様な価値観を理解し、これらを尊重することのできる倫理観を持つ人
3. 地域環境・地球環境との共生の大切さを理解し、社会に貢献できる新たな技術の創造を目指す人

～3年次編入の入学資格～ 以下の入学資格のいずれかを満たす方は、編入学が可能です。

1. 4年制大学を卒業された方
2. 4年制大学に2年以上在学し、60単位以上を修得された方(ただし通信教育課程を修了された方は、内15単位以上をスクーリングで修得していなければなりません)
3. 短期大学を卒業された方
4. 高等専門学校(5年制)を卒業された方
5. 旧制高等学校、大学予科および専門学校令による専門学校(旧制専門学校)の本科、または教員養成諸学校の本科を卒業された方
6. 専門士の称号が付与された方および専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準(修業年限が2年以上かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上)を満たす課程を修了された方(ただし、大学入学資格を有する方に限る)
7. 高等学校等の専攻科の課程(修業年限が2年以上かつ、その他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る)を修了の方
8. 「学士」の学位を有する方
9. 省令等により、編入学が認められるもの内、本学が認めた方

8. 設置場所 (スクーリング実施予定・アクセス)

- 東京会場 (近畿大学 東京センター JR「東京駅」八重洲中央口 徒歩1分)
- 大阪会場 (近畿大学 東大阪キャンパス 近鉄大阪線・長瀬駅 徒歩10分)
- 福岡会場 (近畿大学 福岡キャンパス JR「新飯塚駅」からバス5分)

9. 学生納付金

(円)	
4年間合計(1年次から入学の場合)	
入学金	20,000
選考料	10,000
授業料	1,224,000
合計	1,254,000

(円)	
2年間合計(3年次から編入学の場合)	
入学金	20,000
選考料	10,000
授業料	652,000
合計	682,000

※ 授業料はスクーリング経費含む。

10. 「近畿大学建築学部(通信教育課程)(仮称)」同様に通信教育課程で建築学が学べる大学

- ◎ 愛知産業大学通信教育部 造形学部建築学科 (愛知県岡崎市岡町原山12-5)
- ◎ 京都芸術大学通信教育部 芸術学部デザイン科 建築デザインコース (京都市左京区北白川瓜生山 2-116)
- ◎ 大阪芸術大学通信教育部 建築学部建築学科 (大阪府南河内郡河南町東山469)

- お問い合わせ -
近畿大学大学運営本部 通信教育部学生センター
〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3-4-1 TEL (06)6722-3265
E-mail tsushin@kindai.ac.jp
URL <https://www.kindai.ac.jp/tsushin/>

上記内容は構想中の内容であり、今後変更となる場合があります。

カリキュラム



取得可能な受験資格・目指せる資格

取得可能な受験資格

- 一級建築士 ■ 二級建築士 ■ 木造建築士
- 一級・二級建築施工管理技士
- 一級・二級土木施工管理技士
- 一級・二級造園施工管理技士

目指せる資格

- インテリアプランナー
- インテリアコーディネーター
- 商業施設士 ■ 宅地建物取引士
- カラーコーディネーター検定 ■ 色彩検定

入学定員・収容定員

入学定員・収容定員は以下のとおりです。令和7年（2025年）4月入学生より、1年次入学と3年次編入学を受け入れます。

表1 近畿大学法学部法律学科（通信教育課程）における資料（入学案内）請求者の出願動向

資料請求から 出願までの日数	出願人数（人）	全体における割合（%）
0～30日	56	37.1
31～60日	54	35.8
61～90日	30	19.9
91日～	11	7.3
—	151	100

※入学検討者に対しては、出願前に「入学案内」を確認するよう促しているが、資料請求時に入力内容を間違ったり、代理の方が資料請求したり、冊子で確認した場合は、出願時の氏名と同定できないため、出願までの日数を特定できた方は出願者全体の約52%に留まる。

表2 近畿大学建築学部建築学科（通信教育課程）ホームページへのアクセス数（月別）

年	月	アクセス数（回）	既設の通信教育課程に係る 合同案内ページアクセス数（回）
2023	9	5,312	8,463
	10	2,545	6,079
	11	2,264	5,227
	12	2,233	5,757
2024	1	4,665	8,980
	2	5,518	24,931
	3	6,376	56,286
	4	7,074	36,586
累計		35,987	152,309

※令和6（2024）年5月1日現在

<https://www.kindai.ac.jp/tsushin/architecture/>
<https://www.kindai.ac.jp/tsushin/for-entrance/>

表3 近畿大学九州短期大学保育科の入学動向

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員（人）	70	70	70	70	70	70
入学者数（人）	68	52	51	48	46	50
入学定員 充足率	0.97	0.74	0.73	0.69	0.66	0.71
収容定員（人）	140	140	140	140	140	140
学生数（人）	130	113	102	97	90	93
収容定員 充足率	0.92	0.80	0.72	0.69	0.64	0.66

※5月1日現在

表4 近畿大学九州短期大学保育科の学生募集活動

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オープンキャンパス 参加者数（延人数）	94	88	77	74	91
高校訪問（件）	49	54	90	104	97
中学校訪問（校）	—	—	—	10	13
出前授業	—	—	—	3校7講習	3校10講習

令和7年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る学校法人の寄附行為変更の認可申請に関する学校法人分科会の意見に対する回答について
(書面・面接審査)

学校法人名等	大学名等	学部・学科・研究科名
近畿大学	近畿大学	建築学部建築学科(通信教育課程)

1. (意見)

新入生及びその保護者に対する寄附金の募集について、募集要項の記載では寄附金が任意であることを明示できているか疑義があることから、新入生及びその保護者に対して、寄附金が任意である旨の案内が十分に行われていることを説明すること。案内が十分でない場合には、募集要項等に任意であることを明記すること。

(回答) 本法人は、入学者選抜の公正確保等の観点から、入学手続き前に、新入生及びその保護者に対して、寄付金の募集を行っていない。3月末に提出した募集要項も、令和6年度入学式で新入生に配付したものである。

3月末申請においては、「入学後」に寄附金を募集しているため、「有」と回答したが、本設問の趣旨が「入学手続き前の実施の有無を問うもの」であることから、回答が誤りであったと判明し、6月末申請において、回答を「有」から「なし」に修正し、添付した募集要項も取り下げた。

2. (意見)

審査参考資料「1 学校法人の概要」において、「令和5年度中の理事会開催回数」が6回であるのに対し、「理事会への実出席回数」が7回となっている理事がおり、不整合であることから、正しい情報に修正すること。

(回答) 同日複数回開催した理事会の実出席回数を、回ごとにカウントしていたことにより、開催回数より実出席回数が多くなっていたが、6月末申請において、該当の理事会を1回とみなし、正しい情報に修正した。

3. (意見)

審査参考資料「様式2-1号」において、理事数の現員が12人であるのに対し、「1 学校法人の概要」では理事の実数が13人と記載があり、不整合であることから、正しい情報に修正すること。

(回答) 3月末申請書(様式2-1号)を提出してから、審査参考資料を提出するまでの間にあたる令和6年3月22日の理事会において、令和6年4月1日付けで、理事1名が再任することが議決されたことによる不整合であるため、6月末申請において、いずれも13人と正しい情報に修正した。

4. (意見)

評議員の定数及び実数について、審査参考資料と審査参考資料総括表の記載が整合していないため、正しい情報に修正すること。

(回答) 誤記のため、6月末提出書類において、定数38~49人、実数38人と正しい情報に修正した。

5. (意見)

審査参考資料「様式第4号その1」において、設置経費を128,367千円と記載しているのに対し、「様式第4号その4」では、現金預金による財源充当額が247,167千円と記載があり、不整合であることから、正しい情報に修正すること。

(回答) 「様式第4号その4」が誤記のため、6月末提出書類において、247,167千円を128,367千円と正しい情報に修正した。

6. (意見)

新設組織のPR活動について、以下2点に関して説明した上で、それぞれの取組により見込まれる入学者数を示すこと。

- ・PR活動による入学志願者の伸びをどの程度見込んでいるか、既設組織での実績（リスティング広告等）を踏まえつつ説明すること。
- ・企業の福利厚生としての活用や併修制度の導入により、どの程度の定員を確保する見通しであるか説明すること。

(回答)

(1) PR活動による入学志願者の伸びについて

①リスティング広告及びディスプレイ広告

まず、本学法学部法律学科（通信教育課程）において実施したリスティング広告及びディスプレイ広告の実績を以下に示す。

実施時期	広告表示 (回)	クリック数 (回)	資料請求数 (件)
令和5年(2023年) 1月27日～4月1日	5,248,986	116,740	1,097
同年 8月25日～10月16日	3,436,705	113,622	619
令和6年(2024年) 2月14日～3月31日	4,378,867	84,651	949
同年 4月1日～4月30日	9,232,272	28,252	373

なお、広告掲出期間を終了しても、一定の広告効果が期待されるため、委託業者のシミュレーションによると、令和6年(2024年)末までに、さらに852件、1年で合計1,225件の資料請求があると見込んでいる（表示された数に対して0.013%程度）。

ここで、本学法学部法律学科（通信教育課程）における資料請求（「入学案内」の配布（郵送））実績と入学者数等に関する分析を示す。

	R4年度入試	R5年度入試
通信教育部公式HPから 資料請求された数※1 (件)	19,206	18,893
うち受験者対象者数※2 (人)	2,497	2,456
うち受験者数 (人)	526	535
うち入学者数 (人)	526	535
受験率・入学率 (%)	21.1	21.8

※1 近畿大学法学部及び近畿大学短期大学部商経科の通信教育課程を合わせた数

※2 法学部の正科生は、全入学者のうち13%程度

過年度の実績では、他の時期に比べて、4月入学を意識した資料請求数が多い傾向がみられる。建築学部（通信教育課程）においては、このような分析をもとに、本件の認可後に、約2か月間で受験対象者から、1,700件の資料請求を獲得できるよう広告を掲出する予定である。そのうち、約20%が入学すると仮定して、1年次入学と3年次編入学あわせて、340人の入学者の確保を見込んでいる。

令和 5 年（2023 年）に、全国の社会人等（高校卒業以上かつ 20 代以上）、一般社団法人大阪建設業協会の会員企業で勤務する従業員を対象として実施した、本課程への進学意向に関する調査の有効回答数は 90,618 件、クロス集計の結果、1 年次入学希望者 103 人（全体の約 0.11%）、3 年次入学希望者 501 人（全体の約 0.55%）となった。1 年次入学希望者と 3 年次編入学希望者の比率は、およそ 1:5 であり、この取組により入学すると見込まれる 340 人に適用すると、内訳は 1 年次入学者 57 人、3 年次編入学者 283 人と想定している。

②建設業の業界紙等に広告を掲出

本件の認可後に、認知拡大を目的として、以下の媒体に広告を掲出予定である。

紙・誌名	発行者	エリア	読者数（人）
建設通信新聞	建通新聞社	全国	737,892
日刊建設通信新聞	日刊建設通信新聞社	全国	約 450,000
日刊建設工業新聞	日刊建設工業新聞社	全国	約 320,000
商店建築	株式会社商店建築社	全国	38,000*
日経アーキテクチュア	日経 BP	全国	22,500*
合計			1,568,392

*発行部数

読者数の合計は 1,568,392 人、全国に多くの読者を持つ大手業界紙 3 紙と、読者層が異なる業界雑誌 2 誌を介して、建設業、設計業、官公庁、都道府県の建設局、工務店や住宅会社、インテリア系の職務に従事する者に幅広くアピールする。この取組による資料請求は、204 件（上記の①と同程度、全読者数に対して 0.013%程度受験対象者が資料請求すると想定）、そのうち約 20%が入学すると仮定して、1 年次入学者 7 人、3 年次編入学者 34 人、合計 41 人の確保を見込んでいる。

③進学意向に関する調査に協力いただいた高等学校への案内

令和 5 年（2023 年）、全国の工業高等学校及び通信制高等学校（広域）に対して、進学意向調査を依頼し、34 校から協力を得て有効回答数 2,285 件を集めた。クロス集計の結果、1 年次入学者 4 人との回答を得た。本件の認可後、該当の生徒が所属する学校には、個別にコンタクトを取って入学につなげたい。

④近畿大学校友会を通じた PR

本学の校友会には、【別紙 1・2】のとおり、大和ハウス工業支部、竹中工務店支部といった建築業の企業内に設置される職域支部が 6 団体ある他、土木やインテリア系、不動産業といった本課程のターゲットとなる関連業界の職域支部が 4 団体、さらに、144 社で勤務する卒業生 177 人が登録する建設・不動産支部も設けられおり、すでに、関連業界で就業し、リスクリテラシー・リカレント教育を求めている者に対して、直接かつ強力でリーチできる点は、本学の強みといえる。

関連会社の従業員数は 314,348 人以上、昨年度、実施した進学意向調査と同程度の反響があると仮定して、最大で 1 年次入学者 346 人（全体の約 0.11%）、3 年次編入学者 1,729 人（全体の約 0.55%）人、合計 2,075 人の確保を見込んでいる。

⑤建設業協会への PR

PR 活動の一環として、101 社が加盟する大阪建設業協会を訪問した際、「建築士や施工管理技士は、中小建設業協会加盟各社にとって需要が高い」との助言をいただき、すでに、大阪府中小建設業協会の会員に向けて 300 部リーフレットを配付した。今後、関西圏を中心に、他府県の建設協会や、全国中小建設業協会の会員に対しても、アプローチする予定である。昨年度、実施した進学意向調査と同程度の反響があると仮定して、最大で 1 年次入学者 10 人、3 年次編入学者 50 人、合計 60 人の確保を見込んでいる。

以下、「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」233 頁、234 頁と重複する内容もあるが、他の PR 活動による志願者及び入学者の伸びについて、最新の分析を示す。

⑥オープンキャンパス

東大阪キャンパスでは、7 月、8 月の 2 日間、9 月、3 月の計 5 回オープンキャンパスを開催する。

その際、本課程への入学希望者を対象に説明会を開催し、相談ブースを設置する。
ここで、本学法学部法律学科（通信教育課程）の実績と入学者数等に関する分析を示す。

	R4 年度入試	R5 年度入試
参加者等総数※1（人）	78	199
うち受験者対象者数※2（人）	18	45
うち受験者数（人）	2	16
うち入学者数（人）	2	16
受験率・入学率（%）	11.1	35.6

※1 近畿大学法学部及び近畿大学短期大学部商経科の通信教育課程を合わせた数

※2 R5 年度は、アンケートで法学部正科生入学希望と記載した人数

R4 年度は、当該設問がなかったため、R5 年度の割合を適用して算出

直近 2 か年の既設学部における参加者の入学率は、平均約 24% である。本課程は、受験対象者 60 人以上の参加を目標とする。同程度の割合で入学すると仮定して、1 年次入学者 14 人の確保を見込んでいる。

⑦入学説明会（対面）

通信教育部（本学法学部及び近畿大学短期大学部商経科の通信教育課程）は、合同で年間約 55 回、全国各地で入学希望者を対象とした説明会及び個別相談を実施している。以下に実績と入学者数等に関する分析を示す。

	R4 年度入試	R5 年度入試
参加者等総数※1（人）	1,392	1,242
うち受験者対象者数※2（人）	177	169
うち受験者数（人）	69	59
うち入学者数（人）	69	59
受験率・入学率（%）	39.0	34.9

※1 近畿大学法学部及び近畿大学短期大学部商経科の通信教育課程を合わせた数

※2 アンケートで法学部正科生入学希望と記載した人数

本課程においては、単独の入学説明会を同規模で実施する予定であり、受験対象者 200 人の参加を目指している。約 35% が入学すると仮定して、1 年次入学者 12 人、3 年次編入学者 58 人、合計 70 人の確保を見込んでいる。

⑧入学説明会（WEB）

通信教育部（本学法学部及び近畿大学短期大学部商経科の通信教育課程）は、合同で年間約 10 回、入学希望者を対象とした WEB 説明会及び個別相談を実施している。以下に実績と入学者数等に関する分析を示す。

	R4 年度入試	R5 年度入試
参加者等総数※1（人）	453	509
うち受験者対象者数※2（人）	59	66
うち受験者数（人）	17	14
うち入学者数（人）	17	14
受験率・入学率（%）	28.8%	21.2

※1 近畿大学法学部及び近畿大学短期大学部商経科の通信教育課程を合わせた数

※2 アンケートで法学部正科生入学希望と記載した人数

コロナ禍を経て、WEB 説明会の需要は伸びている。本課程においては、単独の入学説明会を同規模で実施する予定であり、受験対象者 100 人の参加を目指している。約 20% が入学すると仮定して、

1年次入学者3人、3年次編入学者17人、合計20人の確保を見込んでいる。

以上、PR活動によって、最大で1年次入学者453人、3年次編入学者2,171人、合計2,624人の確保を見込んでいる。ただ、取組間で重複する入学者がいることが想定されるため、実際は、やや少なくなると考えられるが、入学定員は充足できる見込みである。

(2) 企業の福利厚生（人事育成制度）としての活用

本課程は、一級建築士、二級建築士、木造建築士については、所定の科目を取得及び卒業することにより受験資格を満たすことができ、一級・二級建築施工管理技士、一級・二級土木施工管理技士、一級・二級造園施工管理技士については、卒業することにより受験資格を得ることができる。さらに、在学中、複数科目の単位を修得することにより、商業施設士や宅地建物取引士に関する知識を得ることができる。主に3年次編入学者の活用を想定しているが、高等学校卒業又は他分野の学士課程を修めた者も対象者とする。

令和5年（2023年）に、近畿二府四県、東京都、福岡県の建築・建設・不動産関連企業3,039か所と、大阪建設業協会の会員企業103か所、合わせて3,142か所に対して採用意向に関する調査を実施した。その際、自社で勤務する人材について、本課程で学ばせたいか確認する設問を設けた。有効回答490件のうち、学ばせたいと回答したのは、118か所、その人数合計は167人であったため、1年次入学28人、3年次編入学139人、合計167人が同制度を活用して入学すると考えている。ただし、この人数は、前述のPR活動による入学者と重複するものとみている。

しかし、同制度の推進が、建設業に修業する者の入学を後押しすることは間違いなく、すでに、本課程の開設に係る報道をみた大手建設企業1社から、福利厚生に本課程を活用することに興味があると申し出があり、調整を進めているところではあるが、前述した校友会の支部や建設業協会を介したアプローチによって、興味を持っていただいた企業に対しては、訪問又はオンラインで福利厚生制度としての活用を案内し、導入いただく企業をできるだけ増やしたい。

(3) 併修制度（ダブルスクール）について

競合する愛知産業大学が専門学校との結びつきを強めて、3年次編入学の定員を充足している。本学も、1年次入学、3年次編入学のいずれも受け入れできるよう制度設計を検討し、完成年度以降に専門学校との併修を実現することを目指している。令和5（2023）年9月6日の記者会見が、新聞やWEB記事に取り上げられた結果、大手専門学校4校から反響があった。具体的には、報道を見た建築系の専門学校1校と、すでに、本学法学部及び短期大学部の通信教育課程で併修制度に取り組んでいる専門学校2校から、それぞれ本課程の併修に興味があると話があり、受験対象者等へのアンケート調査を依頼した建築系の専門学校1校からも何らかの形で提携ができないかとの連絡を受けた。本件の認可後、全国の建築系の学科がある専門学校90校程度にパンフレットを送付する予定である。問い合わせのあった学校や、スクーリングを実施する大阪・東京・福岡の大規模専門学校とは、個別に訪問又はオンラインでの説明機会を設け、結びつきを強める。

既存学部（法学部）が、例年100人程度の併修校学生を受け入れていることから、ゆくゆくは1年次入学者17人、3年次編入学者83人、合計100人程度の確保を見込んでいる。

7. (意見)

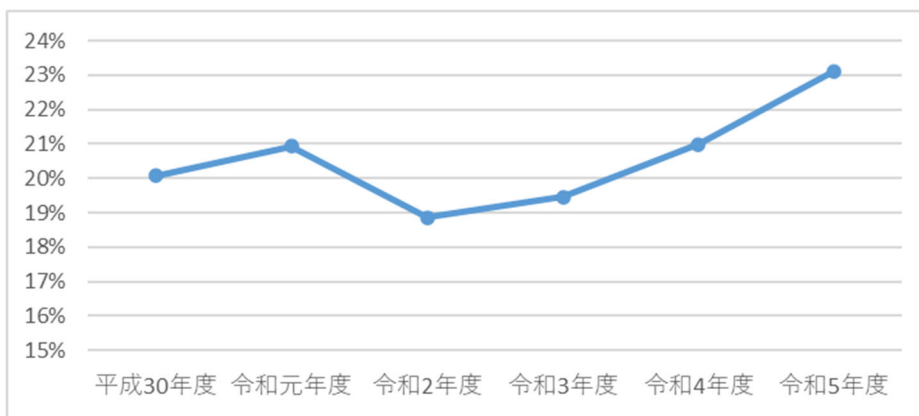
入学時期の傾向の分析や、PR活動の実績として既設の通信教育課程（法学部法律学科）を参照しているが、当該組織の入学定員充足率が0.07となっていることを踏まえつつ、新設組織の定員設定の妥当性、入学定員を充足すると考える理由について説明すること。

(回答)

本学法学部法律学科（通信教育課程）は、入学時期を4月と10月としているため、12月31日を基準日として、直近5年間の入学定員充足の状況を以下に示す。年度で見ると、入学定員充足率は改善傾向にある。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学者数（人）	451	409	498	526	535
入学定員充足率	0.23	0.20	0.25	0.26	0.27

加えて、私立大学通信教育協会加盟校で法学部法律学科を設置する6大学における、本学への入学者の占有率の推移を以下に示す。平成30年度時点で20%だった占有率は、5年間で23%まで上昇していることから、本学は、法学部の通信教育課程を志願する者から選ばれていることが分かる。継続して実施してきた学生確保の取組の成果だと考えており、本課程の募集活動にも活かしたい。



※4月1日現在

※近畿大学への入学者数／全体の入学者数

※公益財団法人私立大学通信教育協会「大学通信教育実態調査」をもとに本学が独自に作成。

本課程の1年次入学は、①建築業界に就業し、建築士や施工管理技士の資格取得を必要と感じている又は建築学の学修を必要としている者かつ最終学歴が高等学校の者、②高等学校を卒業後、通学制課程ではなく通信制課程で建築学を学修したい者がターゲットになる。

①については、リカレント教育又はリスキリング教育としての需要が想定される。厚生労働省が公開しているとおり、建築業界に従事している者のうち約半数（100万人超）の最終学歴が高等学校卒業【「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」9頁・10頁参照】であり、強い修学意欲をもった入学希望者を一定数確保できると考えている。

②については、近年、通信制高校の生徒数、通信制高校から大学・短期大学への進学者数が増加している。さらに、通信制高校から大学・短期大学の通信教育部へ進学する者は、令和元年度（2019年度）は563人であったが、令和5年度（2023年度）には2,071名まで増加した（「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」169頁、170頁参照）。通信制高校の生徒にとって、自身のペースで学修できる環境が受け入れられやすいことを示している。本課程は、書面審査を原則とし、1年次入学は、高校の卒業証明書等を提出書類とする。アドミッション・ポリシーに「1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人」を掲げ、「建築分野に対して興味・関心を持ち」「自ら学ぶ意欲がある」者を受け入れる。高等学校で、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めていない者については、二級建築士の受験資格を得るために7年以上の実務経験を必要とするが、本課程を卒業すれば、4年間で一級建築士の受験資格を得ることができる。その後のキャリア形成を考えたときに、本課程での学びを選択することに優位性があると考えている。本課程の魅力を通制高校の在学学生に対して強力に告知することで、新たな層からの入学希望者を確保できるものと考えている。

3年次編入学も1年次入学と同様に、リカレント教育又はリスキリング教育としての需要が想定される。③建築業界に就業し、建築士や施工管理技士の資格取得を必要と感じている又は建築学の学修を必要としている者かつ建築分野以外の分野で大学や短大、専修学校専門課程を卒業した者、④他業種に従事している又は自身のスキルアップとして、建築業での活躍を志し、リスキリングやリカレント教育の機会を求めている者が主なターゲットとなる。

本学建築学部（通学課程）の一級建築士合格者数は、令和5年度（2023年度）が65人（全国5位、西日本1位）と全国トップクラスである。この結果は一過性のものではなく、国土交通省が合格者数を公表し始めた、平成23年以降の累計においても、全国5位、西日本1位である。建築士を志す者や、福利厚生を活用を検討する企業にとって、通学課程の実績に裏付けられたブランドは、進学先の決定に好影響を与えると考えている。

卒業まで全てWEBで学修できること、学びやすい学費設定、通学課程の実績などを、リカレント教育、リカレント教育、建築学に興味がある幅広い層をアピールしつつ、企業の福利厚生としての活用によって、強い学修意欲を持つターゲットに直接リーチする。前述のとおり、具体的に入学者を確保する方法を想定しており、新設組織の定員設定は妥当であり、入学定員を充足すると考えている。

8. (意見)

学生確保に関するアンケート結果等により、開設年度においては定員充足できる見込みとの説明があるが、中長期的な視点から、継続して定員（特に、定員規模が大きく、入学対象が限定される3年次編入学定員）を充足できると考える根拠について説明すること。

(回答)

まず、土木・建築工学に関するリカレント教育及びリスキリング教育の潜在的な需要について示す。令和5年(2023年)に実施した進学意向調査において、大学等への進学意向があり、リカレント教育やリスキリング教育、そして土木・建築工学(建築工学、都市工学、土木工学を含む)に興味があると回答した者のうち、本課程を受験すると回答した者の数は、1年次入学希望者229人、3年次編入学希望者1,083人であった。申請時の報告においては、第一志望で受験かつ入学すると回答した者に限定したため、1年次入学希望者113人、3年次編入学希望者501人としたが、併願大学の結果により入学あるいは入学しないと回答した者等も含めると、1年次入学希望者、3年次編入学希望者ともに、受験しないと回答した者より受験すると回答した者の方が多い。また、受験意向を示す者については、本課程の特色に対して興味・関心があることも分かっている。このような層に対して、開設後も本課程の魅力発信し続けることで、継続して定員を充足できると考えている。

なお、前述のPR活動のうち、オープンキャンパス、入学説明会(対面及びWEB)は、毎年の実施を予定しており、1年次入学者29人、3年次編入学者75人、合計90人については、継続的な確保を見込んでいる。さらに、完成年度以降になるが、専門学校との併修制度を整えば、毎年度、1年次入学者17人、3年次編入学者83人、合計100人程度の確保を見込む。加えて、近畿大学校友会と建設業協会を通じた取組については、最大で1年次入学者356人、3年次編入学者1,779人、合計2,135人の入学を見込んでいるが、福利厚生として活用する企業が増えれば、入学の後押しとなり、継続的な入学者確保にもつながると考えている。

※ 回答に関し、参考となる資料等がある場合は、必要に応じて添付してください。

別紙 1

近畿大学校友会 職域支部（関連業界）

支部名	業種	会員数	従業員数
大和ハウス工業支部	建設業	20	48,483
竹中工務店支部	建設業	75	7,786
(株)朝日工業社支部	建設業	33	987
イチケン支部	建設業	38	700
奥村土木支部	建設業	78	880
大末建設支部	建設業	44	595
LIXIL支部	金属製品	11	55,624
栗原工業支部	電気工事	37	1,360
大銑支部	複合商社（建設、土木、 倉庫・不動産を含む）	2	159
リバー産業建設支部	総合デベロッパー	5	88
	合計	99	116,662

従業員数は、公式HP調べ

別紙 2

近畿大学校友会 建設・不動産支部員の勤務先一覧

No.	会社名	従業員数
1	R-1キャピタル株式会社	1
2	SFCC株式会社	240
3	アークレジデンシャル株式会社	—
4	アーク不動産株式会社	—
5	アズ都市開発株式会社	—
6	アドスペース株式会社	—
7	エスリード株式会社	1,157
8	カンサイ建装工業株式会社	432
9	コミュニティーワン株式会社	13,296
10	コロンビア・ワークス株式会社	32
11	セントラル総合開発株式会社 関西支店	89
12	ニッサンハロー株式会社	—
13	フクナガアド工芸	—
14	フジテック株式会社	—
15	ブリジストン化工品ジャパン株式会社	758
16	ベルテクス株式会社	577
17	マグチグループ株式会社	15,757
18	ムサシ造園土木株式会社	40
19	ヤシタ鋼材株式会社	—
20	ユア・フィットサービス株式会社	40
21	ライトアンドリーディングカンパニー	809
22	レイスマネジメントソリューションズ株式会社	2,775
23	旭化成ホームズ株式会社	7,716
24	烏丸リアルマネジメント株式会社	—
25	株式会社DAIJU	82
26	株式会社EC. エンタープライズ	—
27	株式会社FOL	—
28	株式会社GLUCK	—
29	株式会社HITONOMA	—
30	株式会社J P 都市開発	—
31	株式会社アイ・チア	—
32	株式会社アクト	206
33	株式会社ア－サーバイオ	—
34	株式会社アポック	23
35	株式会社アローズコ-ポレイション	22

36	株式会社エイジ	—
37	株式会社エイチピーデイコーポレーション	570
38	株式会社エクソン	5
39	株式会社エステライフ	10
40	株式会社グレモン	2
41	株式会社コスモスイニシア	601
42	株式会社サウス21インベストメント	—
43	株式会社サンケイビルマネジメント	217
44	株式会社サンユ-都市開発	70
45	株式会社ジェイアンドエフ	18
46	株式会社ジオプランニング	9
47	株式会社シブタニ	333
48	株式会社セイコービジネスコンサルティング	—
49	株式会社ゼロ・コーポレーション	231
50	株式会社タカラレーベン	550
51	株式会社タマキラストブレイン	18
52	株式会社テイサ開発	10
53	株式会社ハーモセレ	63
54	株式会社ハウザー	—
55	株式会社プロヴァンスコーポレーション	25
56	株式会社ベストプランコム	128
57	株式会社マツケン	45
58	株式会社マルハン	10,687
59	株式会社ランテック	2,817
60	株式会社リリーム	—
61	株式会社レオパレス2 1	2,690
62	株式会社レオン都市開発	84
63	株式会社ワールド・エステート	30
64	株式会社ワイエムエス	13
65	株式会社学生情報センター	832
66	株式会社関西コミット	13
67	株式会社久保組	9
68	株式会社暁通商	60
69	株式会社近畿ハイム	12
70	株式会社賢プロパティ	1
71	株式会社佐藤渡辺	497
72	株式会社阪神住建	450
73	株式会社紙谷工務店	84
74	株式会社匠地所	—

75	株式会社昌興産	—
76	株式会社真誠建設工業	—
77	株式会社仁和リアルエステート	—
78	株式会社世良	—
79	株式会社全徳	—
80	株式会社拓伸	120
81	株式会社池下組	9
82	株式会社中西製作所	639
83	株式会社長谷工リアルエステート	514
84	株式会社長谷川建設	10
85	株式会社土地開発	3
86	株式会社内田組	80
87	株式会社日章	22
88	株式会社日本商業企画	—
89	株式会社日立ビルシステム	41,000
90	株式会社日立産機システム	3,700
91	株式会社八百梅	—
92	株式会社未来都市開発	75
93	株式会社明大	—
94	株式会社来島不動産鑑定所	—
95	株式会社浅沼組	1,281
96	釜阪住宅株式会社	5
97	関西スターツ株式会社	68
98	関電ファシリティーズ株式会社	1,905
99	関電プロパティーズ株式会社	1,905
100	関電不動産開発株式会社	649
101	吉川織物株式会社	—
102	吉田房織物株式会社	93
103	宮崎建設株式会社	—
104	栗原工業株式会社	*
105	古河電池株式会社	2,404
106	五洋建設株式会社	3,824
107	今村不動産株式会社	12
108	阪急阪神不動産株式会社	950
109	桜オフィス	20
110	三協興産株式会社	84
111	三交不動産株式会社	418
112	三同建設株式会社	95
113	三菱地所リアルエステートサービス株式会社	653

114	山中総合事務所	—
115	住友林業株式会社	24,815
116	小松ウォール工業株式会社	1,353
117	小倉商事株式会社	—
118	清水建設株式会社	10,949
119	石黒建設株式会社	12
120	積水ハウス株式会社	15,327
121	積和不動産関西株式会社	865
122	大橋エアシステム(株)	130
123	大阪ガス都市開発株式会社	164
124	大阪厚生信用金庫	596
125	大鉄工業株式会社	1,222
126	大末建設株式会社	*
127	大和ハウス工業株式会社	*
128	竹谷オフィス	—
129	朝日住宅株式会社	111
130	東急リバブル株式会社	3,945
131	東洋不動産株式会社	254
132	徳栄建設株式会社	9
133	南光不動産株式会社	9
134	日本エスリード株式会社	1,157
135	日本住宅流通株式会社	—
136	日立ビルシステム株式会社	8,600
137	不二建設株式会社	291
138	弁護士法人i 東大阪法律事務所	—
139	野村不動産アーバンネット株式会社	1,967
140	有限会社異産業	—
141	有田建設株式会社	14
142	良品住宅株式会社	—
143	和田興産株式会社	122
144	和田清人測量登記事務所	—
合計		197,686

従業員数を公式HP等に公表していない企業は「—」と記載。

* 職域支部と重複するため記載しない。

別紙3

[1年次入学の場合]

回答者 合計	最終学歴	リカレント教育、 リスクリングへの 興味	興味のある 学問分野	[受験意向] (問7)	「近畿大学建築学部（通信教育 課程）（仮称）」について興 味・関心がある特色数（平均）
<p>あなたは過去3カ月以内に近畿大学「建築学部（通信教育課程）（仮称）」の進学意向に関する調査（アンケート調査）に回答したことがありますか。</p> <p>90,618名</p>	<p>「大学(学部)」 「大学(大学院)」 「短期大学」 「専門学校」</p> <p>25,444名</p>	<p>リカレント教育やリスクリング教育に「興味がある」</p> <p>2,690名</p>	<p>土木・建築工学 (建築工学、都市工学、土木工学を含む)</p> <p>423名</p>	<p>「第一志望として受験する」</p> <p>159名</p>	3.4個
				<p>「第二志望として受験する」</p> <p>46名</p>	3.8個
				<p>「第三志望以降として受験する」</p> <p>24名</p>	3.7個
				<p>「受験しない」</p> <p>194名</p>	3.0個

※表の面積は回答者数を示すものではない。

[3年次編入学の場合]

回答者 合計	最終学歴	リカレント教育、 リスクリングへの 興味	興味のある 学問分野	[受験意向] (問7)	「近畿大学建築学部（通信教育 課程）（仮称）」について興 味・関心がある特色数（平均）
<p>あなたは過去3カ 月以内に近畿大学 「建築学部（通信 教育課程）（仮 称）」の進学意向 に関する調査（ア ンケート調査）に 回答したことがあ りますか。</p> <p>90,618名</p>	<p>「大学(学部)」 「大学(大学院)」 「短期大学」 「専門学校」</p> <p>61,156名</p>	<p>リカレント教育や リスクリング教育 に「興味がある」</p> <p>15,424名</p>	<p>土木・建築工学 （建築工学、都市 工学、土木工学を 含む）</p> <p>1,894名</p>	<p>「第一志望として 受験する」</p> <p>713名</p>	3.6個
				<p>「第二志望として 受験する」</p> <p>216名</p>	3.1個
				<p>「第三志望以降として 受験する」</p> <p>154名</p>	3.1個
				<p>「受験しない」</p> <p>811名</p>	2.9個

※表の面積は回答者数を示すものではない。